平成２８年（フ）第１５２７号
神奈川県藤沢市藤沢656番地の９　ライオンズマンション藤沢第３―105号
破産者　奈良　正治
１　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
２　一般調査期日　平成29年１月12日午前10時50分
平成28年11月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２８号
神奈川県藤沢市藤沢656番地の９　ライオンズマンション藤沢第３―105号
破産者　奈良　信子
１　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
２　一般調査期日　平成29年１月12日午前10時50分
平成28年11月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
神戸市垂水区福田４丁目６番16号
破産者　前村ゆかり
１　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
２　一般調査期日　平成29年１月18日午後１時30分
平成28年11月９日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１２号
堺市美原区今井404番地７
破産者　浦野　文明
１　破産債権の届出期間　平成28年12月19日まで
２　一般調査期日　平成29年１月19日午後３時10分
平成28年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会期日変更

平成２８年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑331番地
破産者　平成建設株式会社
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　平成29年１月13日午後２時の本件債権者集会（財産状況報告・計算報告・廃止意見聴取）期日を平成29年１月17日午後２時に変更する。
鹿児島地方裁判所川内支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市山下町９番１号
破産者　株式会社ロビンス
異議申述期間　平成29年１月10日まで
平成28年11月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８０号
鹿児島県奄美市名瀬井根町20番19号
破産者　東　　伸哉
異議申述期間　平成29年１月10日まで
平成28年11月10日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３３４号
札幌市清田区平岡公園東８丁目４番12号
破産者　天羽　則博
免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
平成28年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８８号
名古屋市北区生駒町１丁目34番地の２
破産者　森　　和代
免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
平成28年11月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０８５号
東京都新宿区四谷２丁目９番地ＮＫ第７ビル３階
清算株式会社　Ｂａｓｈｏジャパン株式会社
代表清算人　高木　　修
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０４４号
東京都足立区鹿浜８丁目18番２号
清算株式会社　ＳＨＯＪＩ株式会社
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第７号
静岡県浜松市浜北区四大地９番地の243
清算株式会社　Ｙ・Ｋ産業株式会社
１　決定年月日　平成28年11月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第１号
群馬県前橋市千代田町５丁目10番６号
再生債務者　株式会社きようしん
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年11月８日　　前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２０号
釧路市武佐１丁目30番50号　武佐ハイツ102号室
再生債務者　西村　洋美
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年12月14日から平成28年12月21日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（再イ）第１５４号
さいたま市中央区本町東７丁目１番１―402号
再生債務者　豊島　康宏
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年12月14日から平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５８号
埼玉県越谷市大字南荻島24番地９
再生債務者　松原　弘明
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年12月14日から平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第９８号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地11―208
再生債務者　アパウダニエル　ヤウ
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年12月14日から平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１３３号
名古屋市中川区野田２丁目109番地
再生債務者　神田　秀俊
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年12月７日から平成28年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２４４号
愛知県半田市浜田町１丁目17番地　リュミエ半田108号（住民票上の住所　愛知県半田市浜田町１丁目17番地　エスポアール半田108号
再生債務者　平野　賢二
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年12月７日から平成28年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部